

利用料金一覧表（介護保険）

●基本利用料				
営業内	看護師による訪問看護 (9:00～17:10)	20分未満	311単位 (346円)	訪問看護1回当たりの料金
		30分未満	467単位 (520円)	
		30分～1時間未満	816単位 (908円)	
		1時間～1時間30分	1118単位 (1244円)	
理学療法士等による訪問看護 (9:00～17:10) ※1週間に120分まで	20分以上	296単位 (330円)		
	40分以上	592単位 (659円)		
	60分以上	798単位 (888円)		
時間外	夜間 および 早朝	18:00～22:00、6:00～8:00		
	深夜	22:00～6:00		所定利用料の50%増し
各種加算	複数名訪問看護加算Ⅰ	30分未満	254単位	複数で訪問する必要があると認めた場合
		30分以上	402単位	
	長時間訪問看護加算	1時間30分以上～	300単位	該当者のみ
	緊急時訪問看護加算	月1回	574単位	ご契約者のみ
	特別管理加算	特別管理加算Ⅰ	500単位	特別な処置等が必要な場合/月1回
		特別管理加算Ⅱ	250単位	
	ターミナルケア加算	月1回	2000単位	死亡月に1回
	初回加算	月1回	300単位	新規利用開始月に1回
	退院時共同指導加算	月1回	600単位	退院後の初回訪問月に1回
看護・介護連携強化加算	月1回	250単位	該当者のみ	
サービス提供体制加算	毎回	6単位		

●その他の利用料(自費)			
交通費	片道5km未満の場合	無料	所定利用料の中に含まれています
	片道5km以上の場合	1kmあたり 80円	町田市全域、横浜市、大和市、相模原市
長時間	ケアプランの範囲を超える時間で訪問看護を利用された場合	30分ごと 2000円	時間延長になった場合
死後	死後の処置 訪問看護の提供と連続して行われた場合	10000円	
●介護保険外での利用料(自費)			
	営業時間内	30分ごと 4000円	緊急時訪問看護加算をご契約でない方の突発的な訪問、またケアプラン外での利用の場合
	営業時間外	30分ごと 5000円	同上

- ◎ 1ヶ月の利用料の総合計に地域加算16%を乗じた額となります。
- ◎ 准看護師による訪問看護については、90%を乗じた額となります。